

産婦健康診査助成事業 Q & A

		内 容
＜受診券の交付方法＞		
1	Q	受診券はどこでもらえますか。
	A	区役所・支所保健福祉課の窓口で、妊娠届出時に交付します。
＜受診券の使用方法＞		
2	Q	神戸市外で里帰り出産予定です。受診券は使えますか。
	A	<p>① 兵庫県内の医療機関で受診予定 神戸市産婦健康診査費用助成事業実施医療機関で受診券をお使いいただけます。（償還払いはありません）</p> <p>② 兵庫県外の医療機関で受診予定 健診費用を自己負担したあと、後日神戸市に里帰り助成金（償還払い）の申請をすることで公費助成の範囲内で健診にかかった費用が支給されます。詳しくは里帰り助成金をご参照ください。</p>
＜費用の取扱い＞		
3	Q	神戸市の産婦健診受診券は利用できないと言われました。後で返金はしてもらえますか。
	A	兵庫県内の医療機関で、 神戸市産婦健康診査費用助成事業実施医療機関 でない場合は受診券の使用ができませんので、全額自己負担となります。返金はありません。
4	Q	受診券が余りました（使いませんでした）。換金できますか。
	A	できません。
5	Q	産婦健診の費用が5,000円以上かかりました。補助はありますか。
	A	5,000円を超えたものについては、自己負担となります。
＜記入方法＞		
6	Q	記載間違いをしました。
	A	二重線で訂正をしてください（訂正印は不要です）。
内 容		
7	Q	産後1か月健診を受診予定ですが、誤って産後2週間券に記載してしまいました。
	A	産後1か月券にご記載をお願いします。
8	Q	産後2週間健診を受診予定ですが、誤って産後1か月券に記載してしまいました。
	A	産後2週間券にご記載をお願いします。産後1か月受診時は、二重線で訂正し、ご使用ください。
9	Q	バーコードシールを無くしました。
	A	居住区の区役所・支所保健福祉課での再発行が必要です。母子健康手帳等バーコードシールの番号がわかるものを持って、区・支所窓口での手続きをお願いします。 受診までに再発行ができない場合は、バーコードシールに印字されている10桁の数字（母子手帳番号）を転記してください。

10	Q	産婦健診受診券の裏面のこころの健康チェックアンケートは記入しないといけないのか。(どうしてもアンケートを記入したくないがどうしたらよいか)
	A	産後は心身ともに疲れがしやすい時期です。自分でも気づかない心の疲れがあるかもしれませんので、こころの健康チェックアンケートのご記入を可能な限りお願いします。どうしても記入したくない場合は、受診予定の医療機関でその旨をご相談ください。
<その他>		
11	Q	市外で里帰り中だが、産婦健診受診先の医療機関では受診券が使えないと言われた。どうしても受診券を使用したいがどうしたらよいか。
	A	産婦健診の受診は産後1か月ごろを目安にしていますが、産後8週未満(産後7週と6日)までであれば利用可能です。その間にご自宅に戻ってこられるのであれば、市内の産婦健診実施医療機関等で受診が可能かご相談ください。(受診ができるかどうかは、予約の空き状況などもありますので、医療機関へご確認をお願いします。)